解散公告

当社は、平成十三年二月八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

佐賀県佐賀市東佐賀町一六番一六号

有限会社立花

清算人　田中　英基

解散公告

当社は、平成二十六年九月三十日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

熊本県八代市毘舎丸町六番三七号

有限会社土光

清算人　土田　孝行

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年九月五日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

北海道旭川市東光七条一丁目二番二〇号

医療法人社団中西外科泌尿器科医院

清算人　中西知瑛子

解散公告（第一回）

当法人は平成二十六年九月九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

東京都昭島市昭和町二丁目一番一四号パレットビル二階

医療法人社団永福会

清算人　野村　芳樹

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

千葉県佐倉市中志津二丁目一四番七号

医療法人社団志津碧会

清算人　大森　真代

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年六月九日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月二日

福井県勝山市若猪野第二字七二番地の一

若猪野生産森林組合

清算人　長谷川　弘

配当公告

岐阜県羽島市足近町二丁目三六〇番地

破産者　大洋乳業協同組合

右の者に対する岐阜地方裁判所平成二十四年（フ）第四〇五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六三、六三三、一七五円

一、配当することのできる金額

金三二、二六〇、四一一円

平成二十六年十月二日

岐阜市美江寺町一丁目五番地

破産管財人　安藤　友人

配当公告

岐阜県養老郡養老町五日市五七五番地の一六四

破産者　吉田畜産株式会社

右の者に対する岐阜地方裁判所大垣支部平成二十五年（フ）第二二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三五、五〇〇、六一一円

一、配当することのできる金額

金一〇、四四二、九七二円

平成二十六年十月二日

岐阜県大垣市丸の内二―五〇パサージュ大垣三〇三号室

破産管財人　仲松　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市東共栄三丁目六番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地一六一

札幌東光ビル三階　政池・飯田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　政池　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市東共栄三丁目六番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤紀美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

札幌市中央区大通西一三丁目四番地一六一

札幌東光ビル三階　政池・飯田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　政池　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道芦別市東頼城町一四番地、最後の住所札幌市東区北一九条東一三丁目四番五号リリーマンションB号

被相続人　亡　猪瀬　新平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

札幌市中央区南一条西一一丁目一番地コンチネンタルビル七階弁護士法人池田・山上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山上　晃広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区東大通り二丁目三二番地三、最後の住所岩手県奥州市水沢区上姉体二丁目一番地二二　特別養護老人ホーム福寿荘

被相続人　亡　菅原　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

岩手県奥州市水沢区佐倉河字東広町四二番地

相続財産管理人　加藤　文郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県角田市佐倉字佐倉町五〇番地、最後の住所宮城県角田市横倉字杉の堂五番地

被相続人　亡　大川口とし子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日

宮城県角田市角田字大町九番地四

相続財産管理人　司法書士　戸田　宏士

第67期決算公告

平成26年9月30日

京都市伏見区淀本町225番地

ケイコン株式会社

代表取締役社長　荒川　崇

貸借対照表の要旨　（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,494,779	流動負債	6,010,336
固定資産	2,621,228	固定負債	1,113,580
		株主資本	2,965,400
		資本金	350,000
		利益剰余金	2,643,421
		利益準備金	87,500
		その他利益剰余金	2,555,921
		（うち当期純利益）	(739,647)
		自己株式	△ 28,021
		評価・換算差額等	26,689
		その他有価証券評価差額金	26,689
資産合計	10,116,008	負債・純資産合計	10,116,008